

第3期 障害福祉計画					第4期 障害福祉計画				
種類	サービス見込量	進捗状況（実績・提供量）	達成状況	分析・評価	種類	活動指標	方向性	達成状況	分析・評価
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 25年度 384,666時間／月 26年度 419,946時間／月	25年度 395,811時間／月 (目標対比・達成率) 102.9%	達成	全体では、訪問系サービスは、見込量を上回っているが、行動援護の事業者が不足している。休日、夜間における対応や、医療的ケアに対応できる事業所の確保が必要。男性スタッフが不足している面もある。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	必要なサービスが県内どこでも受けられるようにする。		
日中活動系サービス	生活介護	H25 244,686人日／月 H26 257,496人日／月 <H26県目標サービス提供量> H26 276,584人日／月	H25 265,782人日／月 108.6%	達成	日中活動サービスは、就労継続支援事業A型が景気に動向もあり、大幅に増加している。自立訓練（機能訓練）は、事業所が名古屋市内に1か所あるのみであり、未達成となっている。就労移行支援事業は、近年は、事業所の参入が減りつつあるが、25年度の見込みは達成。	生活介護	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	希望する障害者に必要な日中活動系サービスを受けられるようにする。	
	自立訓練（機能訓練）	H25 1,551人日／月 H26 1,604人日／月	H25 880人日／月 58.6%	未達成		自立訓練（機能訓練）			
	自立訓練（生活訓練）	H25 4,004人日／月 H26 4,296人日／月	H25 5,302人日／月 137.9%	達成		自立訓練（生活訓練）			
	就労移行支援	H24 29,956人日／月 H26 34,480人日／月	H25 33,198人日／月 110.8%	達成		就労移行支援			
	就労継続支援（A型）	H25 31,547人日／月 H26 35,838人日／月 <H26県目標サービス提供量> H26 41,096人日／月	H25 71,522人日／月 226.7%	達成		就労継続支援（A型）			
	就労継続支援（B型）	H25 94,638人日／月 H26 99,383人日／月 <H26県目標サービス提供量> H26 120,428人日／月	H25 136,004人日／月 143.7%	達成		就労継続支援（B型）			
	療養介護	H25 454人／月 H26 458人／月	H25 451人／月 99.3%	達成		療養介護			
	短期入所	H25 13,462人日／月 H26 14,480人日／月	H25 15,051人日／月 111.8%	達成		短期入所			
居住系サービス	共同生活援助・共同生活介護	H24 3,242人／月 H26 3,666人／月 <H26県目標サービス提供量> H26 4,532人／月	H25 3,461人／月 106.8%	達成	共同生活援助	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	地域移行の推進のため、既存の住宅を活用したグループホームの推進などを行い、地域で安心して過ごすための住まいの確保を進める。		
	施設入所支援	H25 4,235人／月 H26 4,178人／月	H25 4,218人／月 99.6%	達成	地域生活支援拠点の設置箇所数の見込 施設入所支援	グループホームに地域生活支援拠点の機能を付加的に集約して整備する場合には、設置箇所数の見込を設定する。			
相談支援	計画相談支援	H25 6,062人／月 H26 7,593人／月	H25 4,678人／月 77.2%	未達成	計画相談支援	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	支給決定に先立ち必ずサービス利用計画が策定される体制の確保をはかる。		
	地域移行支援	H25 242人／月 H26 267人／月	H25 5人／月 2.1%	未達成	地域移行支援				
	地域定着支援	H25 321人／月 H26 356人／月	H25 33人／月 10.3%	未達成	地域定着支援				
障害者雇用の推進				公共職業安定所経由による就職者数は、増加している。ジョブコーチは全国で1230人（H24.3.31）であり、活用促進策と国による配置の増加も望まれる。障害者就業・生活支援センターの利用者数（登録者数）は、毎年増え続けており、連携を更に深める必要がある。	就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者的一般就労移行利用者数	H29 利用者数の見込み等から設定	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、国労働局など関係機関との連携を進める。		
	公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数	H26 480件	H25 478件	未達成	公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	H29 福祉施設の利用者のうち必要者がチーム支援を受けられる			
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	H26 144人	H25 14人	未達成	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	H29 福祉施設から一般就労移行する者のうち必要数が受講			
	障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数	H26 240人	H25 50人	未達成	障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数	H29 福祉施設から一般就労移行する者のうち必要数が活用			
	職場適用援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数	H26 240人	H25 57人	未達成	職場適用援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数	H29 福祉施設から一般就労に移行する者のうち必要者が支援を受けられるようにする。			
	障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	H26 480人	H25 96人	未達成	障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	H29 福祉施設から一般就労に移行する全ての者が支援を受けることができるようにする。			

第3期 障害福祉計画

第4期 障害福祉計画

障害児支援の推進					児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	市町村と連携をして体制整備の方針を策定。		
					福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	現に利用している者の数、児童の数の推移等を勘案して設定			
					障害児相談支援	市町村におけるサービス見込量を基本に設定（通所支援利用児童数等を勘案）			

圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策	指定障害福祉サービスの種類及び量の見直し及び事業所数を見込む	圏域単位での地域特性及び課題 各圏域の現状と今後のサービス見込量 (名古屋圏域始め12圏域)			障害福祉サービスの種類及び量の見直し及び事業所数を見込む	圏域単位での地域特性及び課題 各圏域の現状と今後のサービス見込量 (名古屋圏域始め12圏域)		
---------------------------------------	--------------------------------	--	--	--	------------------------------	--	--	--

各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	各年度における必要入所定数を定める	H25 4,293人 H26 4,226人	H25 4,218人	達成	地域で生活を続けるための障害福祉サービスの整備の進行	各年度における必要入所定数を定める	平成29年度までの必要入所定数を定める	成果目標の入所者数から勘案して定める。		
------------------------	-------------------	--------------------------	------------	----	----------------------------	-------------------	---------------------	---------------------	--	--

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	実施する事業内容、種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、確保のための方策、実施に必要な事項	発達障害者支援センター運営事業 年見込 1,400人 H25実績 1,201人(概数) 障害者就業・生活支援センター運営事業H25見込11カ所 1,650人 H25実績11カ所4,959人 高次脳機能障害支援普及事業 H25見込550人 H25実績633人 障害児等療育支援事業 H25 13カ所 H25実績 13カ所 専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 ・手話通訳者養成研修事業 目標年40人 H25実績7人 ・要約筆記者養成研修事業 目標年20人 H25実績9人 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 目標年20人 H25実績12人 広域的な支援事業 ・相談支援体制整備事業			実施する事業内容、種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、確保のための方策、実施に必要な事項	発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業 障害児等療育支援事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 ・手話通訳者養成研修事業 ・要約筆記者養成研修事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 専門性の高い意思疎通支援支援事業を行う者の派遣事業 ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 広域的な支援事業 ・相談支援体制整備事業 ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業		
------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--

指定障害サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービスに従事する者の相談支援専門等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項	・サービス提供に係る人材の育成 ・サービス提供事業者に対する第三者評価 ・障害のある人の権利擁護			サービスに従事する者の相談支援専門等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項	・サービス提供に係る人材の育成 ・サービス提供事業者に対する第三者評価 ・障害のある人の権利擁護		
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項					都道府県障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定める	・連携について、記載する。		
--	--	--	--	--	---------------------------------------	---------------	--	--